

令和3年3月第11回亶理町議会定例会会議録（第2号）

○ 令和3年3月5日第11回亶理町議会定例会は、亶理町役場議事堂に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番	小野 一雄	2 番	鈴木 邦彦
3 番	高野 進	4 番	結城 喜和
5 番	安藤 美重子	6 番	大槻 和弘
7 番	鈴木 秀一	8 番	小野 明子
9 番	佐藤 邦彦	10 番	木村 満
11 番	森 義洋	12 番	渡邊 健一
13 番	澤井 俊一	14 番	佐藤 正司
15 番	鈴木 高行	16 番	熊田 芳子
17 番	鈴木 邦昭	18 番	佐藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 田 周 伸	副 町 長	三戸部 貞 雄
総務課長	牛 坂 昌 浩	企画課長	齋 義 弘
財政課長	大 堀 俊 之	税務課長	佐々木 厚
町民生活課長	岡 崎 祥 子	福祉課長	佐 藤 育 弘
長寿介護課長	橋 元 栄 樹	子ども未来課長	岩 泉 文 彦
健康推進課長	齋 藤 彰	農林水産課長	菊 池 広 幸
商工観光課長	関 本 博 之	都市建設課長	袴 田 英 美
施設管理課長	齋 藤 輝 彦	上下水道課長	齋 藤 秀 幸
会計管理者兼会計課長	菊 地 邦 博	教育課長	奥 野 光 正
教育次長	南 條 守 一	教育総務課長	太 田 貴 史
生涯学習課長	片 岡 正 春	農業委員会事務局長	山 田 勝 徳
選挙管理委員会書記長	牛 坂 昌 浩	代表監査委員	渋谷 憲 之

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	西 山 茂 男	庶務班長	佐 藤 貴
主 事	片 岡 工		

議事日程第2号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度
亘理町一般会計補正予算（第7号））
- 日程第 3 議案第 1号 亘理町まち・ひと・しごと創生推進基金条例
- 日程第 4 議案第 2号 亘理町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 3号 亘理町債権運用に係る関係条例の整理に関する条例
- 日程第 6 議案第 4号 亘理町運動場条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 5号 亘理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用
弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 6号 亘理町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 7号 亘理町課設置条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第 8号 第5次亘理町総合発展計画後期基本計画について
- 日程第11 議案第 9号 町道の路線廃止について
- 日程第12 議案第10号 町道の路線認定について
- 日程第13 議案第11号 令和2年度亘理町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第14 議案第12号 令和2年度亘理町奨学資金貸付特別会計補正予算
（第2号）
- 日程第15 議案第13号 令和2年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第
3号）
- 日程第16 議案第24号 岩沼市外一市四町水道水質検査協議会規約の変更に
ついて
- 日程第17 議発第 1号 亘理町議会基本条例の一部を改正する条例
- 日程第18 報告第 1号 専決処分の報告について
- 日程第19 報告第 2号 専決処分の報告について
- 日程第20 報告第 3号 専決処分の報告について
- 日程第21 報告第 4号 専決処分の報告について

日程第 2 2 報告第 5 号 専決処分の報告について

午前 10 時 00 分 開議

議長（佐藤 實君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定により、8 番 小野明子議員、9 番 佐藤邦彦議員を指名いたします。

日程第 2 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度互理町一般会計補正予算（第 7 号））

議長（佐藤 實君） 日程第 2、承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度互理町一般会計補正予算（第 7 号））の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之君） 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて。

議案書の 1 ページをお開き願います。

こちらは、令和 2 年度互理町一般会計補正予算（第 7 号）についての専決処分となります。

令和 3 年 2 月 5 日、令和 2 年度互理町一般会計補正予算（第 7 号）について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分としたことから、同条第 3 項の規定により議会にその承認を求めるものであります。

次のページ、2 ページの専決処分書をご覧ください。

専決処分書。

令和 2 年度互理町一般会計補正予算（第 7 号）については、新型コロナウイルス

ワクチンの早期接種に向けて、新型コロナウイルスワクチン接種体制の整備を迅速に進める必要があることから補正予算の必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。

内容につきましては、別冊でお配りの令和2年度互理町一般会計補正予算書（第7号）でご説明いたしますので、補正予算書をご準備の上、1ページをお開き願います。

令和2年度互理町一般会計補正予算（第7号）

令和2年度互理町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,314万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ189億3,857万9,000円とする。

第2条 繰越明許費です。

地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」によるとするものであります。

それでは、初めに歳出予算からご説明いたしますので、11、12ページをお開き願います。

今回の補正予算につきましては、専決処分書でも触れましたとおり新型コロナウイルスワクチンの早期接種に向け、接種体制の整備等に要する経費について予算編成をしたものであります。

第4款1項2目細目5、予防接種経費については12月定例会時に補正予算（第6号）として、その時点で想定されるワクチン接種体制に係る経費を一部計上していたところではありますが、このワクチン接種に係る経費については通常の予防接種経費と区分し、別細目を設けて予算計上することとしたため、527万2,000円を減額補正するものであります。

続きまして細目10、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保経費になりますが、ただいま触れました減額した費用も含め、改めてワクチン接種の体制整備に要する経費として8,368万3,000円を追加補正するものです。

経費の内訳の主なものとしては、看護師や事務補助員等の会計年度任用職員に要する経費のほか町民からの相談を受け付けるコールセンターの設置費、ワクチン接種状況等を管理するための接種予約システム導入経費、さらには接種会場設営に係

る備品購入費等になります。

次に歳出予算の最後になりますが、14ページ、細目11、新型コロナウイルスワクチン接種対策費につきましては、新型コロナウイルスワクチンの接種委託料として1億5,473万7,000円を追加補正するものであります。

以上が歳出の内容となります。

次に歳入についてご説明いたしますので、9ページ、10ページにお戻り願います。

14款国庫支出金、15款県支出金についてご説明いたします。

ただいま歳出でご説明いたしました新型コロナウイルスワクチンの早期接種に向けての体制整備等に要する費用の財源として追加補正するものになりますが、初めに国庫支出金につきましては、14款1項2目1節細節4、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金、2項2目1節細節13、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の2つを合わせまして合計2億3,842万円を追加補正するものであります。

続きまして県支出金になりますが、12月定例会で追加補正した段階では県支出金として交付されての想定で予算計上したのですが、国庫支出金として交付されることとなったことから、15款2項3目1節細節26、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金527万2,000円を減額補正するものです。

以上が歳入補正予算の説明となります。

最後に、第2表繰越明許費についてご説明いたしますので、4ページをお開き願います。

第2表繰越明許費の追加につきましては、ご存じのとおり住民への予防接種については4月以降となることから繰越明許費として繰越し限度額の設定を行うものであります。

以上で令和2年度一般会計補正予算（第7号）の説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。17番鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） まず10ページにもありましたように、コロナワクチン接種対策費ということでございますけれども、コロナ接種関連の費用、これは国で負担すると

いうことになっておりますけれども、交付申請後にも様々な費用負担が必要と考えられるわけですが、当初報告しました、そして確定した、その後の追加費用というものは全て補助してもらえるのかどうか、それを伺います。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） ご質問にお答えします。

今現在でも、追加の費用につきましては若干情報が来ております。状況的には10分の10、間違いなく補助するというような情報は入っております。回答は以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） そうしますと、医師等に係る接種料の負担金、それ以外に例えば医師会のほうから例えば要求された場合の費用については町ではどのように考えているのか、その件伺います。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） 医師会に支払います経費につきましては、今現在、医師会と調整中でございます。支払い方法も含めて。ただしかしながら、今現在国から来ている負担金の範囲内というようなところで調整はさせていただいております。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度亶理町一般会計補正予算（第7号））の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度亶理町一般会計補正予算（第7号））の件は原案のとおり承認されました。

日程第3 議案第1号 亶理町まち・ひと・しごと創生推進基金条例

議長（佐藤 實君） 日程第3、議案第1号 亶理町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画課長。

企画課長（齋 義弘君） それでは、議案第1号 亶理町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の説明をいたします。

3ページをお開きください。

まず第1条設置でございます。

本町が行いますまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を亶理町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標の達成に資する事業の推進に活用するため、亶理町まち・ひと・しごと創生推進基金を設置するものでございます。

第2条につきましては、積立てでございます。

一般会計歳入歳出予算に定める額の範囲内の額とするというものでございます。

第3条につきましては管理です。

基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。第2項必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができるという項目を載せてございます。

第4条運用益金の処理でございます。

基金の運用から生ずる利益は予算に計上して、この基金に編入するものとする。

第5条繰替運用。財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

4ページをお開きください。

第6条処分。基金設置の目的に合致する事業の経費に財源を充てる場合に限り、基金の全部または一部を処理することができるとしてございます。

第7条は委任。この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

最後に附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。11番森 義洋議員。

11番（森 義洋君） こちらの基金なんですけれども、現在使い道は、先日発表がございましたワタリタウンベイエリアコンセプトに基づいて使っていくのかなと思います。また、この前の全員協議会でも説明がございました民間提案型の制度も取り入れていくのかなというふうには感じているんですが、まち・ひと・しごと創生推進基金ということですので、総合戦略の中でいろいろな計画がもう既に発表されておりますが、事業化を検討しているものというのは現在ございますか。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） 具体的に総合戦略の中の事業で計画しているものというのは、今のところは、森議員おっしゃるとおりベイエリアのコンセプトのやつだけなんですけれども、今後、まち・ひと・しごとの総合戦略に載っているもの全てが地域再生法に基づく再生計画、国のほうに提出しておりますので、そちらに該当する事業については企業版ふるさと納税を活用できるというものでございますので、全てに該当できるものと考えてございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） もう1点なんですけれども、こちら第3条2項、基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。先日、同僚議員の一般質問でもありましたように、町長はこういった有価証券は例えば国債だったりとかというご説明があったと思うんですけれども、この基金なんですけれども、どう考えても目的があって、すぐ使われるような基金だと思われるんですね。なぜこの基金に入ってきているお金を有価証券に代える必要性があるのか。また、有価証券に代えるのであれば、こういった商品を購入することを検討されているのかお答えください。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） こちらの第3条につきましては、基金条例を制定する際に、本日の第3号のほうにもございますけれども、亘理町の債権の運用に係る条例の整理ですね、基金関係のやつに全て、法に基づくものは別ですけれども、基金の運用

で有価証券等で活用できるものについては、全てこの条文を入れておりますので、そのルールに従って、活用できるものを今後有価証券に代えるというふうに持っていきたいと考えてございます。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） では、ひょっとしたら基金の集まり具合だったりとか、金額状況で、すぐにでも使える状況ではないとか、計画が余りにも大きい金額になるもので動かないというものに対しては、少なからずそういったこともあるかもしれないし、あとはそのほかの基金の兼ね合いでこの条文は入れないといけないという認識でよろしいですか。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） 実際、一番最初に森議員がおっしゃったとおり、この基金に関しましては、入ってきたらすぐ使うというのが目的なものですから、実現性といえますか、そちらに関しましては基金を運用するということはあまりあり得ないと思うんですけども、今議員がおっしゃるとおり長期にわたる計画が発生した場合には、やはり基金に積み立てておくということもあり得るかもしれませんので、そういったものを条文に載せているというものでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。14番佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 総合戦略の取組の中に、基本目標がそれぞれ3項目あるわけですね。先ほどの回答で聞いていますと、ベイエリアコンセプトという基本目標の1の産業観光振興ということになってくると思うんですけども、その辺の、まずある程度重点事業、3つの項目を基本目標に掲げているわけですね、総合戦略の中で。その中でどの事業を重点的に進める考えなのか。先ほどとかぶるかもしれませんが、お願いします。

議長（佐藤 實君） もう一度質問してください。

14番（佐藤正司君） ここの基金条例については、総合戦略の基本目標の達成に資する事業の推進に活用するために基金を設けて活用するんだということでございますけれども、そうした場合に、総合戦略の基本目標が3項目あるわけですよ。どれに重点的にされるのか。

別な視点から申し上げます。主な事業計上をされて、例えば秋田県由利本荘では鳥海山の観光魅力アップ事業ということで1,120万と事業名と金額を上げているん

ですよ。それで、企業の方にいかがですかみたいな。

また、図書館整備事業として470万円とか、あと小学校の整備事業として3億2,000万円とかというふうに明記をされて、ふるさと納税を集めてその基金に入れているということですが、その辺りの活用、参考にされてはいかがかなと思ったんですけども。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） 今回の基金につきましては、まち・ひと・しごと総合戦略の中の計画をそのまま地域再生計画として国のほうに上げておりますので、それに合致する事業であれば、ふるさと納税企業版を受け入れることができるというものが基金でございますけれども、町としてこの事業を重点的にというものは、まず取り決めてはおりませんが、一番やりやすいのは、まず観光分野、もしくは産業分野のほう企業がにとっては理解しやすいのではないかと考えています。

それから、他の町で、今議員さんがおっしゃるとおり、1つの予算まで出してこの事業をやりませんかというふうに募集をかけているところもあるんですけども、本町の場合は、もう既に民間提案制度のやつをホームページに載せさせていただきまして、町のほうの新たな予算は伴わないものと考えてまず提案をいただくということにしておりますので、何件か問い合わせ既にございました。宮城県の中でもなかなか例のない事業でございますので、そういった形で今後も進めたいと考えてございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 今、質疑中でございますが、この際暫時休憩をいたします。

再開は10時30分といたします。休憩。

午前10時21分 休憩

午前10時30分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） ちょっと休憩が入ったわけでございますけれども、私が言いたいの、企業版ふるさと納税、法人税減税されるわけですね。そうした場合に、町としてこういう事業があるから、金額が例えば先ほど言いました観光魅力アップ事業に1,120万円の事業費がついているから、じゃあうちらほうでそのうちの100万円を協力しましょうというのが企業版なんですよね。ですから、そういう制度活用をして、この基金の活用をしたらいかがですかということなんです。どうですか。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） そのように活用したいと考えてございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。6番大槻和弘議員。

6番（大槻和弘君） 1点お聞きをしますけれども、今お話にあったように3つの基本目標に向かって、これは基金というのをつくっているんだという話なんですけれども、具体的に言うと、いままでのお話を聞いていると、これは基金としてずっと積み立てていくというよりは、どちらかというところ取りあえずはベイエリアの問題になるのかどうか分かりませんが、差し当たり使ってしまうんだというふうな形になると、今の話から聞くとそう聞こえるんですが、そうすると、これについて積立て目標とか、そういうものは今現在持っていないし、当面持つというよりは、もうそのまま使っていくんだという考え方でよろしいのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） 企業版ふるさと納税を一気にどんと大きくもらった場合、年度で使う金額というのが、例えばその事業の中で、今年はこのくらいの事業、来年はこのくらいの事業という計画が出ると思うんですけれども、それに対して一括でお金が例えば入ってきた場合は、こういった基金に積み立てておかないといけないものですから、そういった活用のために基金を創設するという形でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。3番高野 進議員。

3番（高野 進君） 第1条からいきます。まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標があるわけなんですけれども、これを裏返して言うならば、この活用事業に対して、いわゆる返礼金はないと思うんですが、あるのかどうか。

2つ目は、基金を活用して起こす事業に対して、町として税金投入、補助するの
かどうか、これ2つ目。ご答弁願います。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） まず1点目の返礼金につきましては、ございません。

2つ目の町からの補助金とかがあるのかどうかということなんですけれども、その事業の中身によりまして、町のほうから補助金を出したほうがその事業が有効に活用できるというものであれば考えられますけれども、当面、荒浜ベイエリアに関しましてもそうなんです、新たな町からの予算の支出、財政負担はないものを事業化として認めていくというのが基本でございます。その中で、提案された事業

の中で、例えばこれまで町が直接管理していたものを、その事業者が自分たちで管理したいといった場合は、管理費を町の方から負担すると。町のほうで予算を事業費、管理費を取っていたんですけれども、それを払いますので、それで管理をお願いするという事業も中にはあるということでございます。ですので、今のところ新たに補助金を出したりするという考えはございません。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号 亶理町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 亶理町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号 亶理町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第4、議案第2号 亶理町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） 議案第2号 亶理町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書につきましては5ページをお開き願います。

亶理町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

改正内容の説明につきましては、別冊の条例新旧対照表を使用しますのでご準備願います。

条例新旧対照表のページ数は1ページ、議案第2号資料、亶理町国民健康保険条

例新旧対照表になります。

今回の改正は、亶理町国民健康保険条例の附則第4項の傷病手当金の規定において新型コロナウイルス感染症の定義をしておりますが、その定義の内容は新型インフルエンザ等対策特別措置法から引用しております。その引用元の新型インフルエンザ等対策特別措置法が一部改正されたことに伴い、亶理町国民健康保険条例も改正するものでございます。

改正分は条例新旧対照表の1ページ、右側現行の下線部分の「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナウイルス感染症」という）」の文言を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」という文言に改正するものでございます。

最後に議案書に戻りまして、附則になりますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号 亶理町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 亶理町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号 亶理町債権運用に係る関係条例の整理に関する条例

議長（佐藤 實君） 日程第5、議案第3号 亶理町債権運用に係る関係条例の整理に関する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。会計管理者兼会計課長。

会計管理者兼会計課長（菊地邦博君） 議案第3号 亶理町債権運用に係る関係条例の整理に関する条例についてご説明申し上げます。

議案書は6ページ、新旧対照表は2ページをお開き願います。

議案第3号 亶理町債権運用に係る関係条例の整理に関する条例。

今回の条例につきましては、基金の運用につきまして令和3年度より国債等の債権で運用を行うに当たり、債権で運用できる旨の規定が必要となることから、関係する基金条例について改正を行うものです。

今回の改正では、現在22ある基金のうち、今後廃止になる基金、定額運用基金、既に債権で運用できる旨定めがある基金を除いた14の基金条例の改正を行うものです。

議案書6ページをご覧ください。

第1条、亶理町国民健康保険事業財政調整基金条例の一部改正、亶理町国民健康保険事業財政調整基金条例（昭和41年亶理町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

第2項、基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

第2条、亶理町奨学教育基金条例の一部改正。第3条、亶理町町債管理基金条例の一部改正。第4条、亶理町長寿社会対策基金条例の一部改正。第5条、亶理町スポーツ推進基金条例の一部改正。第6条、亶理町文化振興基金条例の一部改正。第7条、亶理町ふるさと・水と土保全基金条例の一部改正。第8条、亶理町介護保険給付準備基金条例の一部改正。第9条、亶理町観光施設整備基金条例の一部改正。第10条、わたり温泉鳥の海運営基金条例の一部改正。第11条、亶理町農業振興基金条例の一部改正。第12条、亶理町町営住宅管理運営基金条例の一部改正。第13条、亶理町森林環境整備基金条例の一部改正。第14条、亶理町農業復興地域還元事業基

金条例の一部改正につきましても、第4条もしくは第3条に「基金に属する現金は必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる」とする1項を加える改正内容となります。

附則として、この条例は令和3年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第3号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。10番木村 満議員。

10番（木村 満君） これ先日説明させていただきまして、それで、まず国債購入を念頭に置いていますということで回答いただいたんですけども、現在も国債でまずやっていくという考えというのはそのまま継続されているのかどうか、お伺いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 12月の一般質問で、この件で木村議員より質問を受けたわけですが、現在のところ、国債ということで今は考えております。

たしか電力債とかそういうのもいいのではないかというお話だったと思いますが、一番安全な国債ということで考えております。世界的に今長期金利がいろいろと動きが激しいものですから、それも含めながらうまくやっていければなと思っております。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） やはり、まずは最初国債だけということで、かしこまりました。

その中で、今後運営していく予定金額というのは、これから協議されていくんだと思うんですけども、念頭としてはどのぐらいの基金をこちらのほうで活用していくというような考えをお持ちなのかお伺いします。

議長（佐藤 實君） 会計管理者兼会計課長。

会計管理者兼会計課長（菊地邦博君） ただいまの議員の質問にお答えします。

いろいろな種類の基金があるんですが、その中でも町営住宅管理運営基金については、令和17年度まで積立てをしていきまして約68億円の積立てをする予定でおります。

ですので、その町営住宅管理運営基金、今後いろいろな償還等の支払いがありますけれども、20年後についても68億のうち数十億が基金として残る形になりますの

で、今の持っているイメージですけれども、大体町営住宅基金の20億ぐらいは国債等のもので運営をしていきたいというふうに考えております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。14番佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 最も確実有利な有価証券に代えることができるということでございますが、地方公共団体が購入できる債権については、どのようなものがありますか。

議長（佐藤 實君） 会計管理者兼会計課長。

会計管理者兼会計課長（菊地邦博君） ただいまの議員の質問にお答えします。

地方公共団体が購入できる債権ということですが、地方公共団体が購入できない債権というのは特にありませんので、全て債権については購入はできるものであります。ただ、その中でも債権の種類の中で安全性の高い国債とか、国債等に準じた安全性のある担保についての債権の購入を考えております。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 先ほどから国債ということになってはいますが、国債、地方債、政府保証債、そして地方公共団体金融機構債の運用ができるとなっております。その中において、元本の償還及び利子の支払いについて政府で保証している債権ということで地方公共団体金融機構債があるわけです。その中で有利な方法の活用となってくるとは思うんですが、その辺の活用はどう考えていますか。

議長（佐藤 實君） 会計管理者兼会計課長。

会計管理者兼会計課長（菊地邦博君） 債権の金利につきましては、国債の金利が基準になります。例えば政府保証債がついている財投機関債とかそういったものについては、国債の金利の基準にスプレッドといわれる金利が上乗せになります。ですので、リスクが多少高くなればなるほどスプレッドも高くなり、国債金利の基準にプラスされるような考えになってきます。

地方公営企業金融機構債についても国債に準ずる安全性はあるんですが、スプレッド、0.0何%を足すような形になっておりますので、具体的には地方公共団体金融機構債についても、金融商品として考えているところであります。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。9番佐藤邦彦議員。

9番（佐藤邦彦君） それでは、今回の債権運用に係る関係条例の整理に関する条例について何点かお伺いいたします。

債権運用は、預金運用に比べて多くの利息収入が期待できる有利性があります

が、ここでリスクまたはデメリットの認識については、どのようにお考えなのかお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 会計管理者兼会計課長。

会計管理者兼会計課長（菊地邦博君） ただいまの議員の質問にお答えします。

メリットにつきましては、現在金融機関での定期預金の金利が0.002%と低い状況にあります。国債の債権の年数にもよりますけれども、20年の国債につきましては現在0.5%という金利にあります。ですので、メリットとすれば、当然金利の高い国債ということになります。

ただ一方、デメリットとなりますと、長期間、20年間債権を持ち続ける格好になりますので、途中の計画変更等で資金を要するような場合には途中解約ということもあります。その場合の金利の市場によりますけれども、その場合については額面を100円と考えれば額面を下回る場合もありますので損をするというふうになります。ただ債権の特性としまして、100円で買ったものを償還年限の20年まで持ち続ければ間違いなく100円で返ってきますので、その間20年間は0.5%の金利で利息がつくというふうになっております。

ですので、20年にするかどうかというふうな部分については、やはり例えば50億あれば、そのうちの20億とか10億というふうに、間違いなく積立てできるような計画の下で積むような形になると思います。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

- 9 番（佐藤邦彦君） 条例には確実かつ有利というふうに当然記載されておりますが、それ以上に安全であるということが私は最優先されるべき事項であると思います。そこで、債権運用のリスク回避のマネジメント及び投資対象の判断基準、あと市場金利の変化に対応する運用体制というのが間違いなく行政側に必要になるわけですね。その辺の体制整備については、どのようにお考えなのかお伺いします。

議長（佐藤 實君） 会計管理者兼会計課長。

会計管理者兼会計課長（菊地邦博君） ただいまの議員の質問にお答えします。

平成14年に総務省から、ちょうどそのときにペイオフ制度ということで、銀行が破綻した場合に銀行預金の10億円を積んだとしても1,000万円でしか保証しませんというふうなことになったときに、公金の管理方針について策定しなさいということで通知があります。その体制として一般会計とか特別会計に属する現金、歳計現金

というんですけれども、そういったものについては全て決済用預金ということで、例え銀行が破綻しても全額が保証されるというふうな、ただしその代わり利息はつきませんけれども、そういった対応をしております。

先ほどの策定についてですけれども、町でつくってないところがありましたので、2月企画調整会議のほうに公金の管理方針、どのような考えで公金を安全に管理運用していくというふうなものを盛り込んだ互理町公金管理方針を策定しております。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） 最後なんです、自治体の資金運用に関する法令を調べましたら、地方自治法第235条の4には現金及び有価証券の保管というふうな根拠規定がございます。そして地方財政法第4条の3第3項に地方公共団体の年度間の財源の調整というような項目がございます、ここに預金または国債証券、地方債証券、政府保証債、その他の証券ですね、これは事業債ですけれども、幅がある。先ほど管理者が言ったように制限はないわけなんです、しかしながら、リスクとしてやはり事業実施の基金取崩し、つまり中途な保有債券の中途売却により元本割れというふうなことも当然考えられますので、大きな財政判断が必要になってくるわけです。金利変動リスクへの万全な、私、債権運用のシミュレーションを行いながらやらなくちゃいけないと思います。

前段での質問から関連するわけなんです、やはり運用を預かる専門のスタッフが私は必要ではないかと思えます。いろいろな意味でのいろいろな意見をシミュレーションしながらやるわけですので、そこの考えを最後にお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 会計管理者兼会計課長。

会計管理者兼会計課長（菊地邦博君） ただいまの議員の質問にお答えします。

運用につきましては、当然会計課のほうでどのぐらいの期間、どのぐらいの金額を運用できるというふうなことは基金担当課でしか分からない部分がありますので、先ほどの公金管理方針にもその辺をうたっているんですけれども、基金担当課、あとは会計課、あと資金調達の予算の面で財政課、あと金融商品によっては町をPRする、そういったものもありますので企画課、この関係課で協議をしまして、実質的な運用計画を定めるようになります。その前段として基金担当課より資金計画をまず出していただいて、その上で先ほどの関係する課で協議をして決めて

いくということで今考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号 亶理町債権運用に係る関係条例の整理に関する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 亶理町債権運用に係る関係条例の整理に関する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号 亶理町運動場条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第6、議案第4号 亶理町運動場条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） それでは、議案第4号 亶理町運動場条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

議案書は10ページ、新旧対照表は16、17ページとなります。

議案第4号 亶理町運動場条例の一部を改正する条例。

亶理町運動場条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、さきの6月定例会の一般会計補正予算（第3号）でご承認いただきましたあぶくま公園運動場構造物撤去工事が今年度中に完了することから、亶理町あぶくま公園運動場を廃止することに伴いまして、亶理町運動場条例の一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表でご説明をさせていただきます。16ページ、17ページをご覧いただきたいと思います。

第2条第2項の名称及び位置に記載のあぶくま公園運動場に関する部分及び別表第4条関係についても亘理町あぶくま公園運動場に関する部分の文言を削除するものでございます。

議案書に戻っていただきまして10ページをご覧ください。

附則としまして、令和3年4月1日からの施行とするものとなります。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号 亘理町運動場条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 亘理町運動場条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時10分といたします。休憩。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第5号 亘理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第7、議案第5号 亘理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） それでは、議案第5号 亶理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書は11ページ、新旧対照表につきましては18ページとなりますので、準備のほうお願いいたします。

亶理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、健診業務嘱託医の報酬額を近隣市町との均衡を図るため引上げを行うとともに、これまで健診業務嘱託医に準じていた保育所嘱託医の報酬額についても校医報酬との整合性を図り明確化するため改正を行うものです。

それでは、新旧対照表にてご説明いたしますので、新旧対照表18ページをお開き願います。

改正後の別表にてご説明いたします。

まず上段の健診業務嘱託医報酬につきましては、近隣市町との差異を考慮しまして、今回、内科医、歯科医と区分し日額基本給についてはそれぞれ2万3,100円として新たに1人当たりの報酬単価を管理校医、一般校医に倣い、内科医につきましては288円、歯科医については238円を加えるものとしております。

また、18ページ中段になりますが、保育所嘱託医の報酬につきましても校医報酬との整合性を図り、新たに内科医、歯科医として保育所嘱託医を設け、内科医につきましては管理校医と同額の年額基本給6万1,500円、1人当たりの報酬単価として288円、歯科医につきましては一般校医と同様に年額基本給4万5,500円、1人当たりの報酬単価として238円と報酬額を加え明確化を図るものとしております。

議案書12ページになります。

附則として、この条例は令和3年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号 亶理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号 亶理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号 亶理町介護保険条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第8、議案第6号 亶理町介護保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。長寿介護課長。

長寿介護課長（橋元栄樹君） それでは、議案第6号 亶理町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

議案書は13ページ、別冊の新旧対照表は20ページをお開き願います。

今回の改正内容でありますけれども、令和3年度から令和5年度までを期間とする第8期介護保険事業計画に基づき条例の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表により説明をさせていただきますので、20ページをお願いいたします。

第2条第1項中保険料率につきましては第1段階から第9段階まで前期と同額となりますけれども、期間につきまして平成30年度から令和2年度と現行あるものを第8期の計画と合わせまして令和3年度から令和5年度までに改め、同条第2項から第4項までの規定中令和2年度におけるとあるものについては、第1段階から第3段階までの方について公費による保険料の負担軽減を引き続き行っていくため、これにつきましても令和3年度から令和5年度までに改めるものでございます。

議案書に戻っていただきまして、附則でございますけれども、施行期日としまして、この条例は令和3年4月1日から施行し、経過措置としまして令和2年度以前の年度分の保険料についてはなお従前の例によるものとするものでござい

す。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。6番大槻和弘議員。

6番（大槻和弘君） お伺いをいたします。

基準の月額については、3年に1回見直しをするという形になっているわけですが、今回はそのまま据え置くという形になったということについては、執行部もご努力をしていただいたのかなと一定の評価を申し上げるところですが、そういった中で、この中にあります基金を取り崩してやっているような形になるわけですが、介護保険事業基金の取崩し、ここの部分について残高といたしますか、その辺のところと、今後の見込みというのはどんな形になっているのかお答え願いたいと思います。

議長（佐藤 實君） 長寿介護課長。

長寿介護課長（橋元栄樹君） 基金の積立てにつきましては、前年の決算段階で3億8,800万ほどだと記憶しておりますけれども、今年度末の段階で、これがまた積み増しになるということで試算で4億を超える額になると想定してございます。

これを第8期計画では1億4,200万取り崩す予定としております。保険料の算定に当たりましては、やはり介護保険運営委員会とも協議いたしまして、やはり先、第9期、第10期、これを見据えていったほうがよろしいのではないかとという意見もございました。あるいは不足する事態を想定して基金は持っていたほうが良いという結果になったものでございます。

今回は、65歳以上の第1号被保険者のルール分、これは23%現行ありますけれども、この変更がなかったために急激な保険料の上昇には至らなかったということもございますけれども、やはり高齢者の人口、これが全国的に増加しておりますので、この負担ルールが次期計画ではやはり見直されるのではないかなと見込んでおります。

あとは想定している以上に、やはりサービスのほう利用者が増えまして給付費が上昇するというのもございますので、基金としてはある程度余裕はございますけれども、やはりそういったものを想定して安定した介護保険の運営をしていくということで、この基金の取崩しの額になったということもでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） 了解いたしました。

それともう一つ、この保険料基準額を5,850円に据え置くという中身については、保険者機能強化推進交付金等の交付の見込みによるというような形があるんですね。この見込みと申しますか、この中身についてどんな見込みなのかということも含めてお聞きをしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 長寿介護課長。

長寿介護課長（橋元栄樹君） 全員協議会でも、本算定において月額5,858円ということで8円ほど月額高くなる見込みでございました。これについては、先ほど議員がおっしゃったように、保険者機能推進交付金あるいは努力支援交付金ということで交付金が来る予定でございます。

この交付金については、各市町村が行う自立支援重度化防止の取組ということで、それぞれの評価指標がございまして、この達成状況に応じて交付されるものでございます。今年度については大体1,000万円くらい入ってくる予定となっておりますので、若干年度については変動すると思っておりますけれども、それを見込んで今回は月額、前期と同額とさせていただいたところでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。15番鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） この保険料率の据え置きということは、どういう形で据え置きにしたのか。その中の理由としていろいろ挙げられると思います。先ほど言った基金の取崩し、もしかして対象人数の減少とか、あとはサービス料の低下、そういうものも挙げられると思います。それで、宮城県の中で亙理町の基準額というのは何番目ぐらいに入っているかということをおひとつ。

議長（佐藤 實君） 長寿介護課長。

長寿介護課長（橋元栄樹君） まず、第7期の計画でも準備基金を取り崩すということで、それは大体5,700万円くらいだと想定しておりますけれども、これが介護予防事業であるとか、やはり自身の健康、それに気を使っていたということで、介護認定率自体下がってきている状況でございました。そのため、給付費についてはそれほど上昇しなかったということもございまして、それだけ基金としては積み上がっているという状況でございます。

第7期の計画での基準額とすれば、県内でもちょっと高いほうということでござ

いました。何番目かというものは資料がございませんでしたので、すみません、その辺は。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） 基準額でちょっと上位のほうだと言うけれども、基金がいっぱいとは言わないけれどもあって、今期もまた積み増しできるというような状況で保険料を据え置くということは、払う側からすれば、負担する側からすれば安いほうがいいわけだ。据え置かれるよりも。持ってられるよりも。だったら、据え置かないでももう少し基準額を下げていくとか、保険料率を下げていくとか、そういう方法というのはなぜ取らなかったのか。負担する側から考えないと、将来は将来で分かります。増えてくるんだね。高齢者が増えていくというのは分かる。それはかかるというのは分かるんだけど、現段階で3年間見直すまでの間、もし負担料率が軽減されれば、それだけ負担する側は喜ぶし、自分のためにもなるんだな。その辺考えなかったのか。

議長（佐藤 實君） 長寿介護課長。

長寿介護課長（橋元栄樹君） 大槻議員にもご説明はさせていただきましたけれども、第8期計画では、今年度末想定すると大体4億を超える額になるということで一応想定はしておりますけれども、やはり皆さんから預かっている基金でございますので、それを有効に活用させていただきたいということと、やはり保険料の算定に当たりますして、やはり介護保険運営委員会でも基金積み上がっている分、保険料を減額したらいいんじゃないかというお話も確かにございました。ただ、やはり先を見据えて、第9期、第10期、全国的な見える化システムということでシステムのほうに今の状況をデータ化しているんですけども、それでもやはり先、第9期では保険料は上昇していくだろうという予測にもなっているものですから、ある程度そこを見据えまして、ある程度基金は取っていたほうがいいだろうという結論になったものでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） 今の目線が、基金は取っておいたほうがいいというのは、あなた方のほうの目線なんだよ。将来のために基金がないと困るというのはそういう目線なんだ。けれども負担する側からの目線からすれば減額されたほうがいいんだ。3年間だから、見直しの期間は。

そういう目線で見ないと、保険料率を上げ下げするのに簡単に少し余裕あるからそのままでもいいや、まだ後年度のために取っておいたほうがいいや、そういう目線じゃなくて、現段階での目線というのは、やはり利用する側の目線、そういうので執行していくべきだと思うの。なおさら県内でも高いほうだということであれば、そういう目線で捉えるのが行政側のやり方だと思うんだけど。

こういうやり方をしていると、いつでもあまりいいこと考えないんだ。だったら、サービスどうかと聞かれたら、サービスは以前と同じですと多分答えるんだと思うのね。だからサービス同じで保険料率も同じだからって全然進歩がないんだ。そういう目線で考えないほうが、こういうの場合にはいいわけだ。負担する側の目線で何でも仕事をやってもらわないと、いつまでも同じ料金を取ってしまうようになるの。その辺、この次検討するときは検討してください。答え要るよ。

議長（佐藤 實君） 長寿介護課長。

長寿介護課長（橋元栄樹君） 保険料につきましては、やはり被保険者の皆さんの負担にならない範囲で、それも考えていくものだというふうに思っております。準備基金のほう、今現在4億を超える、想定するとしてございますけれども、やはり基金、どのくらい残れば大丈夫かと、安定できるかというところについては明確な指標はございませんけれども、県のほうからは一月分の給付費相当分があれば運営的には大丈夫だろうと言われておりますので、この辺の基金は残すという方向になったものでございます。

保険料につきましては、やはり今現在ルール分として1号被保険者23%でございますけれども、やはりこれが高齢者人口の増加に伴って24%、25%というふうになっていく可能性もあります。1%上昇するだけで負担が1億近く増えるという予測もございますので、急激な保険料の上昇を抑えるためにも基金は有効に活用させていただきたいと考えてございます。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第6号 亶理町介護保険条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号 亶理町介護保険条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第7号 亶理町課設置条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第9、議案第7号 亶理町課設置条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画課長。

企画課長（齋 義弘君） それでは、議案第7号 亶理町課設置条例の一部を改正する条例について説明いたします。

亶理町課設置条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、亶理町震災復興計画の計画期間が令和2年度で終了すること並びに復興事業の進捗状況を鑑みまして、財政課復興管理班を廃止することに伴い分掌事務を改正するものでございます。

資料については、新旧対照表21ページをご覧ください。

現行第3条事務分掌、財政課の項中「第3号復旧・復興に係る総合調整に関すること。」を削除するものでございます。

議案書14ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第7号 亶理町課設置条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号 亶理町課設置条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第8号 第5次亶理町総合発展計画後期基本計画について

議長（佐藤 實君） 日程第10、議案第8号 第5次亶理町総合発展計画後期基本計画についての件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画課長。

企画課長（齋 義弘君） 議案第8号 第5次亶理町総合発展計画後期基本計画について。

別紙のとおり、第5次亶理町総合発展計画後期基本計画を策定するため、亶理町議会基本条例第8条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

別紙資料につきましては、第5次亶理町総合発展計画後期基本計画（案）になります。なお、内容につきましては先日の全員協議会で説明したとおりでございますので、以上で説明は終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。11番森 義洋議員。

11番（森 義洋君） 第5次総合発展計画、序章のところがございます後期計画とSDGsの関連についてでございますが、こちらは2015年に国連で出された指針として認識はしておりますけれども、今回の後期計画以前で考えますと、2000年に出されておりますMDGs、Millennium Development Goalsですか、そちらがあったと思います。そういった国連からの指針が出たときに、またそういったことを考慮しまして計画を検討したことがあったのか。また今後、S

SDGs、2030年までの指針として出ていますが、それも更新するとは思いますが、
ども、また国連からそういった指針が出されたときに、またこういう亘理町の計画
にもいろいろ考慮して計画していくものなのかお答えいただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） 20年前のミレニアムに関しましては、ちょっと私も計画に採用し
たかどうかというのは定かではございませんけれども、それについては入っておら
なかったと思います。

今後、SDGsに関しまして新たに国連のほうでも採用することになった場合、
町のほうでも十分検討して、このような計画の中に盛り込んでいくようになると思
います。SDGsにつきましては、日本全国どこの市町村も今現在つくっている計
画の中で追加もしくは新たに策定する場合には盛り込んでいるような形になります
ので、本町においてもこのような形で、今回分かりやすくSDGsについて取り組
んだものでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） 今後こういった国連からの指針が出たら検討していくというお話
でございましたけれども、先日、3月1日までの募集であったと思うんですが、未
来都市と自治体SDGsモデル事業というものがございまして、そちら募集が行わ
れていたと思います。内閣府で2015年以降、特にこういうモデル都市というのは宮
城県でございまして東松島市のほうでSDGs推進室などをつくって、本当に本気
になってSDGsの取組をしております。本町としましては、今後こういうモデル
事業でしたりとか、こういった募集がかかった場合、モデル都市のほうに組み
んでいこうという考えはございますか。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） 今回の、先日で締切りは終わっておりますけれども、自治体のS
DGsの未来都市ですね、こちらについては、今回につきまして亘理町はもちろん
申し込んでおられませんけれども、今後、いろいろな事例を見ますと、新たな町の
課題をSDGsに従ってやっていくという内容でございますので、ぜひ取組を検討
していきたいと考えています。

1つ、今荒浜のほうでベイエリアコンセプトをやってございますけれども、それ
も1つのきっかけといたしまして、今後、このような未来都市のほうに申請できる

ような町になっていければと考えてございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） やはりこういったものを取り組んでいくことによって、補助金等が入っていきますし、そういったものを発信していくのがいいので、引き続き検討して推進していただきたいなと思います。

ただ、東松島市のやり方というのが一番いいとは限らないんですけども、何となく町民にも本気度が分かる内容だと思うんですね。ああいった形を取っているというのが。その点も踏まえて検討していただきたいと思います。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。10番木村 満議員。

10番（木村 満君） それでは、何点か質問させていただきます。

まずこれ概要版のA3のやつ、全体像の中で基本目標の中で、基本目標1、2、3とあって、それぞれ1番であれば13番、2番であれば10番、3番であれば7番、こちらが新規に追加されたんだと見ているんですけども、こちらを追加した理由についてまずお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） こちらのものにつきましては、その前のページの2ページに書いてあるんですけども、亙理町まち・ひと・しごとの総合戦略のやつを今回の計画に取り組んでいるということで新たに追加しているものでございます。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） そうすると、もともとあったものだけでも、それをこの中に載せ込んだというようなことでよろしいんですか。新たにつくったのではなくて、もともとあったものを、この基本計画の中に盛り込んだというような捉え方でいいということですか。ちょっと待ってください。あと質問続けます。

それと、その中で、今回この基本理念、定住人口3万4,000の維持に向けてということなんですが、これ基本理念なので議論はしてなかったんだと思うんですが、この3万4,000人の維持に向けてということで、何か意見というか議論とか、そういったものが策定に当たって出たのかどうかというのを聞きたいというのが1つと、あとこの基本理念に向かって基本目標というのがあると思うんですけども、この基本目標それぞれがお互いに相互し合って大きな成果をつくるというようなことは、それはもう想像に難くないところではあるんですけども、とは言っても数あ

る基本目標の中で、どれが基本理念に最も影響を及ぼすかとか、そういう基本理念に対しての影響度の強度とか、そういったものというのを検証して、限りある財政というのを選択と集中という形にしていくのがいいのではないかなと思うんですが、そういった観点から基本目標について、どれがこの基本理念に影響を及ぼしているとか、そういった検討がなされたのかどうかお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） まず、まち・ひと・しごとの創生総合戦略、こちらは今回の基本計画後期計画ですね、それに合わせましてもう一度見直しをかけて5年間のやつを新たにまち・ひと・しごと総合戦略という形で計画をしてございます。今回は、前は別々につくっていた計画なんですけれども、今回は総合発展計画の中に盛り込むという形で1つにしています。ですので、見直しをかけてございます。

2つ目の人口のビジョンですね。こちらについても、今回の新たな総合戦略の中で3万4,000人ということの維持というのが目標でございますけれども、まち・ひと・しごと総合戦略の中では、計画書をご覧いただきたいんですけれども、計画書の66ページからが第2期互理町まち・ひと・しごと総合戦略になっているんですが、こちらの中で今回の見直しを分析する上で、いろいろと検討させていただいたんですけれども、国立社会保障・人口問題研究所というところが人口の今後の推移を出しているんですけれども、それによりますと、令和47年には1万3,800人まで人口が下がるという推計が出てございます。互理町につきましては、この総合戦略を立てた上で、今後の目標を3万人、長期的目標といたしまして人口3万人規模の人口構造を目指してまいりますという形でやってございます。

基本理念に対する影響度、どれが影響するかということですね。

基本目標3つございますけれども、産業振興、あと交流人口の拡大、子育て支援、この3つ全て重要だと考えてございます。どれが一番理念に合致するかというよりも、この3つが豊かになってこそ理念に合致するものと考えています。以上です。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） すみません、ちょっと長く質問してしまったので、伝わりにくい質問で申し訳ありませんでした。

私のほうでお伺いしたかったのが、3つのどれかということではなくて、基本目

標1は13個あって、基本目標2は10個あって、基本目標3は7個あってということなんですけれども、この各項目がおのおの相互し合って大きな効果を生み出すというのは、それは今答弁いただいたとおりだと思うんですけれども、その中でも全部を平らにやっていくというのはなかなか難しいと思うんですね。そうしたときに、この各項目の中で基本理念に資する影響度が高いものというのを検証して、そこに予算を多く分配するというようなことが大事なのかなと思って、そういったことを検討したかどうかという質問が1点目でした。

そして2点目、実は今質問しようと思ったところ回答いただいたんですけれども、私もこの案、今のところ案ですけれども、見ていてどこにも3万4,000人という数字がなくて、70ページのケースを見ても68ページのケースを見てもなくて、この基本理念に掲げている3万4,000人の維持というものと人口ビジョンとの乖離というか、それをどのように捉えればいいのかというところで最後ちょっと質問したかったなと思うんですが。お願いします。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） まず基本目標に対しての検討したのかということですよ。それにつきましては、もちろんそれぞれの項目を立てていく上で検討させていただいております。どれが一番重要なのかということになりますと、先ほどの回答になるわけですけれども、どれがというのはちょっと難しいですけれども。でもそれがまず1つでございます。

あともう一つが3万4,000人のやつですね。先ほど3万人の維持ということで申し上げましたけれども、総合戦略の中の71ページに将来人口の目標というのがございますので、そちらで人口3万人を目指していくということをこちらで記載してございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。9番佐藤邦彦議員。

9番（佐藤邦彦君） 私、概要版の9ページ、10ページでお尋ねしたいと思います。

まず後期基本計画とSDGsの関連という部分なんでございますが、今回、これまでの発展計画については、大きな理念を掲げて目標に向かってまちづくりを進めてきたということではございましたが、今回、新たに1つの概念を導入して併せてやるということなのでございますが、そこで今回2つの理念が併存するわけなんです。その場合、本来の優先順位といいますか、どちらを優先して物事を進めていっ

たらいいいのか、私もこの部分を読んだだけではちょっと分かりませんので、そこを具体的に説明をお願いしたいなと思います。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） 今回の後期計画の策定に当たりまして、以前の総合発展計画の基本理念、そちらについては特に変わるものはありませんので、総合発展計画の理念に基づいて基本計画が成り立っておりますので、あくまでもSDGsの関連につきましては、理念を特別持つということではなく、このSDGsに掲げている目標、こちらをその事業ごとに関連づけをいたしまして、今後計画を進めていくという内容でございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） 10ページからの調和の取れた土地利用の促進の横にアイコンがそれぞれ載っています。全て見ていったんですけれども、調和の取れた土地利用の推進のところでお尋ねいたしますが、その中に9個設定されているんですよ。そして、その中に基金ゼロという項目があります。そしてジェンダー平等を実現しよう、あと安全な水とトイレを世界中にとあるわけなんです。普通に私考えましたら、基金をゼロにと言われたところで、土地利用ですので、亘理町は県内でも有数な食料基地でございます。類いまれな気候温暖な地であります。そして5番のジェンダー平等を実現しよう、これは性差別もしくはLGBTにつながるんでしょうけれども、それらを実現しよう。あと6番、安全な水とトイレを世界中にとありますが、これは安全な水は日本でも世界でもかなり高いトップクラスの安全な水を、そしてトイレも公衆衛生は世界にも有数のトップクラスというふうに思うんですけれども、これらの項目は調和の取れた土地利用の推進とどのように関係があるのかというふうに私思ったもので、ここでお尋ねいたしました。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） 調和の取れた土地利用の推進にSDGsの各項目を入れ込んでございますけれども、いわゆる調和の取れた土地を利用することというのは、町民の豊かな生活を確保するという意味での一番のベースになるということで、全ての、こちらに載せている9項目がございましてけれども、そちらの項目に合致するものということの考えから載せたものでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） 後期基本計画を鋭意進めていくわけでありますが、まちづくりの基本戦略に基づいて行っていくわけになります。重点的な取組の各施策がこれから実施されてくるわけですが、今答弁がありましたことから、施策の実現に、立案に当たりSDGsのゴール達成に向けた目的地があるわけですが、これらに向けた当然取組、話し合いが必要になってくるわけですね。時間と労力、コストがかかってくるわけです。そして、数値目標を設定して、この事業はどれだけ達成できるかというふうなことも当然考えながらやっていくことになるのかどうか。そうしなければ、ここに載せた意味がありませんね。今までよりも非常にコストと労力がかかるというふうなことは前提でお考えになったということですか。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） 特にSDGsの目標を掲げたことによって、これまで以上の労力がかかるかどうかというのはあまりあり得ないと思います。これまで町が進めている事業、あとそもそも役場が存在する理由というのがSDGsそのものの目標に合致している。これは全国どこでも同じだと思います。各地方自治体が行っていること全てがSDGsにそもそも合致するものだと考えておりますので、あくまで今回後期計画の中で、このようなSDGsとの関連性は設けましたけれども、この事業を行う上で新たにSDGsを達成するために何かをやっていくということではなく、この計画に載せた事業をやっていくというものでございます。

また、事業の見直しとか振り返りなどを常に行いまして、本当に必要なのか、または改善すべきなのかということを検討しながら、実施計画のほうで今後やっていきたいと考えてございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。14番佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 後期基本計画策定に当たりまして、外部員の選定をされているわけですね。尚綱大学の特任教授、見上さんというんですか、あと学生2人入っておられます。その理由と効果についてお伺いします。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） 今回の委員の選定につきましては、まず委員長に選定させていただきましたけれども、尚綱大学の見上教授ですね。この方はSDGsの専門の方でございまして、今回、先ほどから説明しているとおり関連づけがございますので、その見上教授をまず委員に指名したという形。あともう一つ、同じ大学の学生でし

たけれども、女性の方2名を新たに委員として、町の委員として、このような若い方を入れるというのはあまり例がなかったかもしれませんが、非常に真面目に取り組んでいただきまして、効果は絶大なものがあったと考えてございます。いろいろな意見もいただきましたし、そもそも委員になる前から亙理町のことをいろいろ勉強しながらやってきたというのもございましたので、非常にいろいろな様々な意見をいただきました。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 審議会の会議録を見させていただきました。その中で、町民バスの件で委員から発言されているわけですね。岩沼市の美容院に行く場合に町民の足として町村を超えての運行の要望があったかと思えます。それに対して見上会長からも、縦割り行政の壁をなくすことが重要だと。行政として新しい施策、手を挙げてアピールしていけば発展になるのではないかというお話がございました。その辺あたり、委員から出された意見、町民バス、公共交通機関の利便性を求める、ここにもありますけれども、意見が多く見られたということでございますが、その辺あたりの反映はどのようにされたわけですか。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） 地域公共交通の利便性の向上につきましては、こちら大きな課題となっておりますし、今後の計画の中でも重要な問題となっておりますけれども、他町村へのバス等の乗り入れにつきましては、こちらは非常に難しいものがあるとその会議でも申し上げました。決して縦割り行政等でできないというだけではなく、お互い運行している事業者の関係が非常に問題もございまして、震災のときに特別向こうの岩沼のほうに乗り入れという例はございましたけれども、あれはあくまでも特例でございますので、通常なかなかほかの町まで町民バスを乗り入れるということは大きな壁がまだまだ存在するのかなと考えているところでございます。

そちらでいろいろな意見をいただきましたけれども、今回の公共交通の利便性の向上につきましては、そういった意見を踏まえて盛り込んだつもりでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 特例扱いでなかなか大変だということでございます。ひとつ、私い

つも思っているんですけども、強風の場合、JRがたびたび常磐線止まるんですよ。しかしながら、仙台空港アクセスについては仙台空港まで来るわけですよ。そうすると、仙台空港から亶理町まで10分間内で走ることができるんですね、自家用車で。そうすると、その特例扱いがもし可能になれば、1つは私は、仙台空港の外国人のインバウンドの活用、観光客として誘致できるのではないかと。あとまた、たびたび強風で止まる常磐線の足の確保にもつながっていくのではないかと。いうことで、いつも思っているわけですね。特に人口交流拡大と産業振興というふうに掲げておるわけですよ。そうした場合に、他の市町村より魅力ある町亶理町ということで、その辺の取組、PR、今後の課題ということになるろうかと思えますけれども、やはり積極的に手を挙げて国を動かすということの取組が必要ではないかと思うんですけども、その辺の考えはどうか。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） 今、議員から提案していただいたことの実現ができれば非常に喜ばしいことだと思いますし、そのようになるように今後ともいろいろ検討させていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。15番鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） この中で、5年間後期計画の中で、学区再編という問題は提起されなかったのか。学区再編。多分、先ほど言った人数からして令和四十何年には1万幾らになるんですよ。もうとうに準備してもいい、この5年間だと思うし、学区再編、そういうものは問題にならなかったのか、その点について伺う。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） まさにその学区の再編というか、学校の今後の在り方というのについては意見も出ましたし、今後そのような改善が必要なのではないかというのを盛り込んだ内容を34ページのほうに、第3条ともに学び育て合う人づくりの中に、学校教育の充実の中に（1）小中学校の各学校施設の改善整備という中で載せてございます。これの②、そちらのほうにいろいろ検討していくというような内容を載せてございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） 確かに亶理町は10校あるけれども、いずれ小中に対しては児童生徒の減少というのは目に見えているというようなことから、これは個別的にでも早急

に取り組まないと、住民の理解というのはなかなか難しいことだし、財政的にも厳しいし、維持管理も厳しいと。そうしたらば、こういうのはやはり基本計画の中の特記事項なんだよね。要するに、ぼんと丸の何番なんて書いてあるけれども、そういう問題じゃなくて、もう目出ししてやっていかないと、周りの人は協力もしないし理解もしないと。そういう形になるので、強力に推していかないと全部複式学級の学校が2つぐらい出てくるようになるし、それでは困る。だったら通学区域から見直さないと駄目だと。校舎だって同じだと思うし、そういう面について、本当に町長は見直しして、痛みを伴う基本計画を推進していかないと、後からお手上げになって財政的に破綻するとかそういうことになるので、よく気をつけてそういうことをやっていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 教育委員会のほうで、実は昨年12月の広報で町内の学校の管区の在り方について、町民に対してアンケートを取ると掲載させていただいて、実際に1月20日締め切りでアンケートをしております。今、その集計をしております、その集計結果に基づいて再度委員の方に集まっております、どのような形で学校の再編、またはそのままということもあるかもしれませんが、検討する予定で、今のところ令和4年3月31日に報告書を提出いただくという形で進めているところでございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第8号 第5次互理町総合発展計画後期基本計画についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号 第5次互理町総合発展計画後期基本計画についての件は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩といたします。

再開は午後 1 時10分といたします。休憩。

午後 0 時 0 6 分 休憩

午後 1 時 1 0 分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 1 1 議案第 9 号 町道の路線廃止について

日程第 1 2 議案第 1 0 号 町道の路線認定について

議長（佐藤 實君） 日程第11、議案第9号 町道の路線廃止について及び日程第12、議案第10号 町道の路線認定についての以上2件は、関連がありますので一括議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 議案第9号及び議案第10号の2件について、当局からの提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 議案第9号について説明申し上げます。

議案書の16ページをお開き願います。

議案第9号 町道の路線廃止について。

道路法第10条第1項の規定により、町道の路線を次のとおり廃止するものとする。

今回の町道の路線廃止につきましては、町道荒浜江下線の供用開始並びに県営圃場整備事業の進捗に伴い、道路の位置や起終点に変更が生じたことから、現在認定されている3路線を廃止し、新たに2路線を認定するものです。

下記の表に移りまして、路線番号210、路線名鳥屋崎御狩屋線、起点亘理町逢隈高屋字鳥屋崎41地先、終点については荒浜字御狩屋152地先で、廃止する路線の延長は885メートルとなります。場所につきましては、17ページに箇所図を掲載しておりますので確認をお願いいたします。丸印が起点で矢印が終点となります。

次に、2番目の路線番号112、鳥屋崎東線、起点逢隈高屋字鳥屋崎119-4地先、終点については同じく鳥屋崎133地崎で、廃止する路線の延長は235メートルとなります。

次に、3番目の路線番号708、鳥屋崎鳥東線、起点逢隈高屋字鳥屋崎94-3地先、

終点については逢隈高屋字前原128-3地先で、廃止する路線の延長は283メートルとなります。

続いて関連がありますので18ページをお開き願います。

議案第10号 町道の路線認定について。

道路法第8条第2項の規定により、町道の路線を次のとおり認定するものとする。

下記の表に移りまして、路線番号856、路線名鳥屋崎線、起点亘理町逢隈高屋字鳥屋崎40-4地先、終点については同じく鳥屋崎52-4地先で幅員は4.0メートルから6.5メートルで、延長は215メートルとなります。場所につきましては、次の19ページに箇所図を掲載しておりますので確認をお願いいたします。

次に、路線番号857、藤平橋線、起点荒浜字藤平橋45-17地先、終点については荒浜字藤平橋45-1地先で幅員は5メートルから5.8メートルで、延長は175メートルとなります。

以上で、議案第9号及び議案第10号についての説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 当局の説明が終わりました。これより議案ごとに質疑、採決を行います。

まず、議案第9号 町道の路線廃止についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号 町道の路線廃止についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号 町道の路線廃止についての件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 町道の路線認定についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号 町道の路線認定についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号 町道の路線認定についての件は原案のとおり可決されました。

以上で一括議題に係る質疑、採決は終了いたしました。

日程第13 議案第11号 令和2年度互理町一般会計補正予算（第8号）

議長（佐藤 實君） 日程第13、議案第11号 令和2年度互理町一般会計補正予算（第8号）の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之君） 議案第11号 令和2年度互理町一般会計補正予算（第8号）についてご説明いたします。別冊でお配りの一般会計補正予算書（第8号）をご準備の上、1ページをお開き願います。

議案第11号 令和2年度互理町一般会計補正予算（第8号）。

令和2年度互理町一般会計補正予算（第8号）は次に定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算の補正）です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14億1,392万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ203億5,250万6,000円とするものであります。

第2条（繰越明許費の補正）。繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第3条（地方債の補正）。地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」に

よるとするものであります。

それでは、初めに歳出予算からご説明いたしますので、予算書の22、23ページをお開き願います。

今回の補正予算につきましては、3月補正予算ということもあり、事業費の確定及び確定見込みによる減額補正が主なものになりますが、その中でも金額の大きいものを中心にご説明させていただきます。

初めに、2款総務費ですが、各項にわたり事業費の確定及び確定見込みに係る減額補正が主なものであります。中段の1項5目細目4庁舎管理経費につきましては、新庁舎の完成に伴う旧役場庁舎等の解体について事業の完了により工事請負費及び使用料等を合わせて3,106万7,000円減額補正するものであります。

次の24、25ページをお開き願います。

6目細目16復興管理事務経費につきましては、復興期間終了に伴う復興事業の完了見込みにより国土交通省所管の復興交付金の残額を国に返還する必要があることから、復興交付金国土交通省所管事業完了に伴う国費返還金として18億4,919万4,000円を追加補正するものであります。なお、東日本大震災発災後に受け入れた復興交付金につきましては、環境省、文部科学省、農林水産省所管に係る復興交付金の残額は既に返還しておりますので、この国土交通省所管分が最後になるものです。

次に細目26特別定額給付金給付事業費につきましては、新型コロナウイルス対策として国民1人当たり10万円を給付する事業になりますが、事業が完了したことから、2,472万円を減額補正するものであります。12目細目7震災復興基金費につきましては、津波被災住宅債権支援事業の過年度精算に伴い、震災復興基金に積み戻しを行うものですが、基金利子の減額分も合わせ2,001万8,000円を追加補正するものであります。

続いて3款民生費についてご説明いたします。28、29ページをお開き願います。

3款民生費につきましては、児童施設の会計年度任用職員に係る職員人件費の減額をはじめ各種事業費の確定見込み等による減額補正が主なものになりますが、一部追加補正するものにつきましては、30、31ページ、1項7目細目3障害者福祉費において自立支援医療（更生医療）給付費の不足額として306万5,000円を追加補正するもののほか、細目6心身障害者医療費支給経費において対象障害者の増加から

233万1,000円を追加補正するものであります。

次に、4款衛生費についてご説明いたします。34、35ページをお開き願います。

1項2目細目5予防接種経費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として実施した高齢者インフルエンザ予防接種等の事業費が確定したため1,300万円を減額補正するものであります。

36、37ページをお開き願います。

6款農林水産業費につきましては、事業費の確定及び確定見込みによる減額補正のみになりますが、1項4目細目3農業振興事務経費におきましては、農業次世代人材投資事業（経営開始型）、強い農業担い手づくり総合支援事業、農業用ハウス強靱化緊急対策事業のそれぞれの事業において補助金を計上しておりましたが、事業費の確定に伴い合わせて2,093万4,000円を減額補正するものです。

また、次の38、39ページになりますが、上段です。

細目18土地利用推進調整事業費におきましても、圃場整備事業の関連になりますが、事業費の確定により農業経営高度化支援事業補助金及び農業経営高度化促進事業補助金を合わせまして2,580万円を減額補正するものです。

次に7款商工費についてご説明いたします。

商工費につきましても、各種事業費の確定に基づく減額補正が主なものになりますが、新型コロナウイルス感染症に関連する事業費の減額が主なものであり、1項2目細目3商工振興事務経費につきましては、飲食店テイクアウト等支援事業補助金として588万1,000円の減額、細目6新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援追加給付事業経費につきましては676万8,000円の減額、さらには3目細目5観光振興経費における感染症拡大防止の観点から実施できなかった亘理町観光協会への各種事業補助金について合計1,400万円を減額補正するものがその主なものであります。

40、41ページ、8款土木費になります。

事業費の確定及び確定見込みに基づく復興事業をはじめとする各種工事費等の減額が主なものになりますが、一部増額補正となるものにつきましては、42、43ページの下段、5項1目細目7町営住宅管理運営基金費において、災害公営住宅家賃低廉化事業及び東日本大震災特別家賃低減事業の精査等に伴い2,671万9,000円を町営住宅管理運営基金へ積み立てるため追加補正するものであります。

44、45ページの9款消防費につきましても、事業費の確定及び確定見込みにより減額補正するものが主なものになりますが、1項5目細目3防災事務経費における避難所用衛生資機材等購入事業費の確定に伴い1,000万円を減額補正するものがその主なものであります。

次に10款教育費についてご説明いたしますが、教育費におきましても事業費の確定等による減額補正が主なものになりますので、金額の大きいものまたは一部増額補正を行うものについてご説明いたします。

予算書の46、47ページをご覧ください。

2項1目細目10こちらは小学校の施設管理経費及び3項1目細目8中学校の施設管理経費につきましては、国の補助金を活用して消毒液やハンドソープ等の消耗品を購入する経費として、小学校費については220万円、中学校費については130万円をそれぞれ追加補正するほか、教育用タブレット端末等購入費の確定に伴い、小学校費については3,244万8,000円を、中学校費については1,509万2,000円をそれぞれ減額補正するものであります。

次に50、51ページをお開き願います。

5項3目細目8運動場等管理経費につきましては、亘理公園野球場グラウンド整地等作業委託料、鳥の海公園多目的広場管理用備品等の購入費等について総額1,296万6,000円を減額補正するもののほか、4目細目4海洋センター管理費につきましては、B&G財団からの助成金を活用し本年度に実施を予定していたB&G海洋センタープールの改修工事について、新年度である令和3年度で改修工事を実施した場合、助成率が50%から90%に引き上がる事が判明したため、今年度の工事費2,430万円を減額補正し、改めて令和3年度の新年度予算に予算計上するものであります。

歳出の最後になりますが、12款公債費についてご説明いたします。

52、53ページをお開き願います。

1項1目細目3地方債元金につきましては、元金償還金の確定により追加補正を行うものでありますが、主な要因といたしましては、平成21年度に借入れした臨時財政対策債については借入れから10年で利率の見直しを行うことになっており、利率の見直しを行った結果、利子が大きく減少することになりました。そして、償還方法が元利均等償還としていることから、初めの年度は利子が少額で元金が大きく

なることから、元金の増額補正を行うものであります。この利率見直しにより、今後において利子償還額が1,828万円程度減少する見込みであります。また2目細目3地方債利子につきましては、借入れ時の利率が見込みより低く抑えられたことにより減額補正するほか、一時借入れを行わなかったことにより一時借入金利子41万4,000円を合わせて減額補正するものになります。

以上が歳出予算の説明となります。

続きまして、歳入予算の主なものについてご説明いたしますので、戻りまして、10、11ページをお開き願います。

歳入の補正につきましては、歳出事業費の確定などに伴う収入見込み額の補正のほか、2款地方譲与税から、12、13ページの10款地方交付税等の交付金については、交付額の確定や県からの確定見込み額に基づき、減額または追加補正するものであります。

特に10款地方交付税につきましては、普通交付税の確定により5,846万8,000円を追加補正するほか、震災復興特別交付税において、歳出における各種復興事業費の確定による減額等に伴い、2,688万5,000円を減額補正するものであります。

13款使用料及び手数料につきましては、1項使用料について各種使用料を減額補正しておりますが、これは主に新型コロナウイルス感染症拡大の関係から利用者が減となったことによる減額補正でございます。

次に14ページ、15ページをお開き願います。

14款国庫支出金及び15款県支出金につきましては、歳出における事業費の確定等により追加及び減額補正するものがその主なものであり、国庫支出金につきましては総額5,405万2,000円を減額補正するとともに、県支出金につきましては総額6,438万9,000円を減額補正するものであります。

18ページをお開き願います。

16款財産収入につきましては、1項1目1節土地建物貸付収入として640万3,000円を追加補正するほか、2項1目1節土地売払収入につきましては道水路等の町の土地を売払いした収入として839万8,000円を追加補正するものであります。

次に18款繰入金につきましては、初めに今回の補正に係る調整財源として財政調整基金繰入金について1億5,010万5,000円を減額補正するものであります。

次に、歳出における各種復興関連事業の事業費の確定に伴い、震災復興基金繰入

金として227万4,000円を追加補正するほか、東日本大震災復興交付金基金繰入金として16億5,546万1,000円を追加補正するものであります。

なお東日本大震災復興交付金基金繰入金については、震災復興基金繰入金と同様に各種復興関連事業の事業費の確定等に伴う減額補正のほか、歳出でご説明した国土交通省事業完了見込みに伴う返還金に係る繰入金17億2,304万円の増額補正を含むものであります。

次に20、21ページになります。

20款諸収入につきましては、4項1目雑入において新型コロナウイルス感染症拡大の影響による小中学校の休校等によりまして、学校給食費納付金930万3,000円の減額を行うほか、歳出予算でご説明したB&G海洋センター改修費の減額に併せて18節細節1海洋センター修繕助成金1,215万円を減額補正するものであります。

最後に21款町債になりますが、こちらは事業費の確定に伴い1項1目9節旧庁舎解体事業債及び9目2節旧保健センター解体事業債をそれぞれ減額補正するものが主なものになります。

そして、1目2節減収補填債につきましては、年度の途中の減収を補填するための特別な地方債になりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により生ずる減収に対し今年度限りの特別の措置として認められた起債になります。借入れ自体は自治体の判断になりますが、4,480万円の借入れに対して82%程度が今後地方交付税措置されることから、財政運営上借入れするものであります。

以上が歳入の主な内容となります。

続きまして、第2表繰越明許費補正等についてご説明しますので、戻りまして5ページをお開き願います。

第2表繰越明許費補正の追加につきましては、新型コロナウイルス感染症に関連する各種事業において年度内に完了することが難しく繰越しせざるを得ない3つの事業について総額801万円を令和3年度に繰り越すため限度額を設定するものであります。

最後に、第3表地方債補正をご説明いたします。

先ほど歳入の21款町債でもご説明したとおり、減収補填債4,480万円を追加するほか、事業費の確定に伴い変更として旧庁舎解体事業債、旧保健センター解体事業債及び道路整備事業債についてそれぞれ借入れ限度額を変更するものであります。

以上で議案第11号 令和2年度亙理町一般会計補正予算（第8号）の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。10番木村 満議員。

10番（木村 満君） 項目1か所だけなんですけれども、51ページの鳥の海公園多目的広場管理経費なんですけれども、こちら減額したものの内容と理由、まずこれをお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 減額の金額として大きいのが芝生用の管理用機材の購入費分でございます。乗用のスポーツトラクターと、それに装着できる各種のアタッチメントを備えたフル装備というような形で予算化してございましたけれども、委託業者のほうからのアドバイスなども受けまして、除草剤散布機とあと目土の散布機については、面積等も広大なことから今回想定した規模の大きさでは作業効率も悪く無駄になる可能性があるということがございましたので、今回はスポーツトラクター本体と芝刈り用のロータリー、あと肥料散布機、あと土に空気を入れることのできるバイブロエアローターのみを購入しまして、それに伴って、あと入札による請差を含めて570万円を減額としたのが一番大きな形になります。

次に、備品として休憩用テーブル、椅子、AED等や貸し出し備品等を想定してございましたけれども、必要備品を精査しまして、そのほかですね、休憩用テーブル、あと椅子、事務用の机などは旧庁舎の備品等で代用できたため400万円を減額したものが主なものとなります。それによって、総額1,000万円に消費税分100万円を加えた1,100万円を減額補正したものでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） 2番目の備蓄用品で代用ということで、これで予算が軽減されるということであればいいのかなと思うんですが、1番目の芝生のアタッチメントの件につきまして、これは当初そういった議論というか、そういう調査をした上で予算を計上していたということではないんですか。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 一応芝管理の関係では、参考にしながら調査はしていたんですけれども、当初の想定においては芝管理用の機材一式を準備した上で次年度以

降の委託料を削減できるものとして考えてございましたけれども、先ほども申し上げたとおり、最終的に買う段階において、今年度の委託業者に相談して、こういうものをそろえるつもりなんだということで相談させていただいた段階で、先ほども申し上げたとおり規模的に広大な5.6ヘクタールなので、その中に小さな規模のやつも含まれていたということで、その分は無駄になるということでアドバイスを受けたため、今回活用できるものだけを購入させていただいたという形になります。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） そうしますと、回答いただいている答弁からも読み取れることではあるんですけども、当初予定していた内容よりもよりよくなって、それで費用対効果も高まるというような方向だということで捉えてよろしいんですか。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） そのように認識してございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。11番森 義洋議員。

11番（森 義洋君） 何点か質問させていただきます。

39ページ、7款1項2目、ここなんですけれども、飲食店テイクアウト等支援事業補助金と新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援追加給付事業経費の部分についてお伺いいたします。こちらの両事業の申請者数をお答えいただきたい。

それと、45ページ、9款1項5目18節スクールゾーン内危険ブロック塀等除去事業のこの部分ですが、95万1,000円補助金を使われておりますが、どこの学校のスクールゾーン内で何件が対象となったのかお答えいただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（関本博之君） それでは、まず申請件数について回答いたします。

飲食店のテイクアウト等支援事業、こちらの申請者については19件でございます。

そしてもう一つのほうの新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援追加給付金、こちらについては317の申請件数となっております。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） スクールゾーン内の危険ブロック関係ですが、当初10基予定していたものが17人の方から申請をいただいたということで追加の補正となって

おります。この17名の方の氏名とかそういうのは分かるんですけども、学校の校区ごとの分けというのが、今手元にないので、どこの学区が何名というのは、今は手持ちはございません。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） テイクアウト事業と感染症対策事業の件でございますが、19件と317件、この結果をまずどのように考えているのか。また、この情報の周知をさせる努力はどのようにして行ったのか。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（関本博之君） まず初めにテイクアウトの支援事業のほうですけども、結果をどう受け止めたかということでございますけれども、まず初めの見込みとしまして、予算を立てる段階で50店舗、あとこちらの補助金の上限が15万円ということで750万円予算計上しておったんですけども、結果としまして19件、4割の申請にとどまったというところでございます。

周知の方法といたしましては、こちらは飲食店と居酒屋などを経営している方、対象をこちらで把握しておりますので、該当すると思われるようなところには全て個別の通知をし周知をするとともに、あとは町のホームページと広報のほうでお知らせをしたところでございます。ただ申請した方々については、大変助かったということでお話を伺っているところでございます。

続いて新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援の追加給付金、こちらにつきましましては、申請の見込みとして384件で見込みを立てておりまして、これに対して317件ということで若干下回りましたけれども、見込みどおりの申請件数であったということで捉えております。

あと効果としても、やはり事業者からは助かったというふうな意見を伺っているところです。以上です。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） すみません、ブロック塀のことを言うのを忘れていたんですけども、こちら当初予算のほうで最大30万円ということだったと思うんですけども、金額からして、やはりそこまで高額な件数はなかったということでよろしいでしょうか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 当初スタートしたときは最大30万円ということで始めたんですが、その後、県のほうから7万5,000円の追加の補助が出まして、トータル最大37万5,000円まで補助できるようになってございますが、それが上限でして、全額出るわけではありませんので、計算式に当てはめていくとなかなか37万5,000円という上限までいかれた方は1件あるかどうか、そのぐらいでございました。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。17番鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 47ページの10款2項1目学校管理費なんですけれども、ここに施設管理費があります、10節。ここに消耗品費、衛生用品ということで消毒液、ハンドソープ等購入費、これが小学校には220万円、中学校には130万円ということでございますけれども、今、これはもう購入されて配布されたのかどうか。それともこれはまだ配布しないで倉庫に一括で眠っているのかどうか、取扱いはどのようにされているのか、まずこの点お伺いします。

議長（佐藤 實君） 教育総務課長。

教育総務課長（太田貴史君） この予算につきましては、この議会の予算が通りましたら購入するという形になりますので、今の時期ですと購入するには時間がかかりますので繰越しさせていただくという内容でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 分かりました。それで、これは危険物なので、やはり学校に配布する場合は、必ず先生方には危険物であるということは承知していただきたいと、こう思います。

それで、現在町でも一斗缶保管していると思いますけれども、こういったものをこちらで購入しないで詰めかえするというそういう考えはなかったのかどうか、お願いします。

議長（佐藤 實君） 教育総務課長。

教育総務課長（太田貴史君） 今回のやつは単品というか学校ごとに購入するんですけれども、以前取り扱っている分については、こちらで購入して配布するという形も取ってございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） ですから購入、何も、もし今、町に一斗缶があるわけですよ。詰めかえもできるというのであれば、ここで何も220万、130万使わなくても、今ある

のを詰めかえて学校に配布するということはできないのかどうかということをお聞きしました。

議長（佐藤 實君） 教育総務課長。

教育総務課長（太田貴史君） 今、配布というか学校に置いてある分については、今年度に合うという形で考えております。今回購入する220万、130万というのは、今年度の事業で購入しますけれども、繰越しさせていただいて来年度も使用できるような形でということで考えておりますが、こちらで一斗缶ですか、そちらで買って置いて配布するという形になるかと思えますけれども、学校では毎日のようにそれ使いますので、できれば学校のほうで保管させていただいて使っていただくということで考えてございました。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。15番鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） 37ページの強い農業・担い手づくり補助金で1,800万減額しているけれども、この減額の理由。あと45ページの公営住宅低廉化事業で積立金2,800万ほどしていますね。これの発生した理由。補助金として2,600万来ているようだけれども、積み立てることになった理由というのは何で発生しているのか。2つ。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 6款の減額について説明いたします。強い農業・担い手づくり支援事業なんですけど、こちらは国の事業を活用しまして農業用の施設、機械等を整備する事業でございます。当初4経営体でおのおの施設を整備する予定で申請しておったんですが、国の事業で採択要件があります。結果として国から採択されなかったと。不採択になった理由で全額今回の令和2年度では該当しないといえますか、事業実施はできなかったということで減額になっております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） 災害公営住宅の家賃の関係でございますが、こちらに当初載せさせていただいておりますのは、次年度の推定の入居者数によりまして事業費を国に概算で要求をしたものを載せさせていただいております。それで、今回入居者の確定した実績に伴いまして、国の補助金の精査が行われたもので増額になったものでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） 担い手の事業かな、初めは4経営体を当初予定していたけれども、国の基準を満たさなかったから、4経営体とも全部満たさなかったのか。したらば、4経営体を選択した見識の誤りとか、その人たちはどういうふうな感じを持ったと思いますか。経営体として補助をもらえと思っていた方々は。

あと低廉化の復興交付金、補助金として前年度の入居者数で申請して、あと戻ってくるのか返すとかいろいろだと思うけれども、これは積立金に積み立てていいわけなんだ。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） ちょっと説明不足で申し訳ございません。補助事業は手上げ方式といいますか、まず希望を調査して希望を出します。その時点では4名の申請があったということでございますが、そこから今度、国・県の審査が入ります。というのも、宮城県であれば宮城県に国から事業費が来るわけで、その中で国・県からこの人がいい、この人が駄目という、駄目といいますか、県内で皆さんで競い合うと言ったら変ですけども、その採択に当たっては、全て今現在ポイント制でございます。簡単に言えば新規就農者であるですか、法人であると、そのポイントが高く採択されやすいということで、申請自体では宮城県内の状況はこちらでは分かりませんので、一応エントリーはしておいて、結論、4名全てが採択されなかったというような内容でございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） 家賃の補助金につきましては、将来的な維持管理費に使用するということで補助金が認められておりまして、そのため基金のほうに積み立てるように考えてございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） この4経営体を手上げ方式でやったというけれども、当初で大体、補正予算ですか、これは、載せたのは。（「当初」の声あり）当初予算で載せてくるということは、それ相当の見込みがあって載せてくるんだと思うんです、途中の補正予算じゃなくてね。それが全部が全部県のふるいでふるい落とされたというのは、ちょっと町のほうの認識が甘いのではないかな。1件も採択されなかったの。そして1,800万も戻すような減になるということは、手を上げた人たちが

っかりしているんじゃないですか、そうしたら。何て、その人たちに説明したの。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 確かに農家の方々にはもちろん十分説明をさせてもらいまして、納得していただいております。先ほども言いましたとおり、年々決まった予算に宮城県内で各市町村から同じような希望者がたくさん希望して、そこから先ほど言ったとおり県のほうで採択するかどうかと確認しているわけですので、ただ先ほどから何回も言うように、希望したから全てが通るといような事業ではございませんので、あらかじめ農家の方々には、こういうことでポイント制で採択かどうかになりますので、不採択になる場合もありますということで全ての事業者に対してはそういうふうな説明をさせていただいております。

なお、こういう不採択になった場合でも、先ほど言ったとおり採択になった後で、その事業費の各市町村で請差ですとかそういうのが出た場合は追加希望等もあり得ますので、そういう旨で対応もできるんですが、今回は亘理町から要望した4件は結果的に不採択であったということでございます。なお、繰り返しになりますが、農家の方々には、その都度、その都度、採択されるかどうかというのはあちらから連絡とか来まして、その都度農家の方には説明してご理解はいただいているというふうに私は認識をしております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号 令和2年度亘理町一般会計補正予算（第8号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号 令和2年度亘理町一般会計補正予算（第8号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第12号 令和2年度亙理町奨学資金貸付特別会計補正
予算（第2号）

議長（佐藤 實君） 日程第14、議案第12号 令和2年度亙理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。教育総務課長。

教育総務課長（太田貴史君） それでは、議案第12号 令和2年度亙理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。別冊でお配りの令和2年度亙理町奨学資金貸付特別会計補正予算書（第2号）をご準備願います。

初めに1ページをお開き願います。

令和2年度亙理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算の補正）につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,835万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ764万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、歳出より説明しますので10ページ、11ページをお開き願います。

今回の補正につきましては、1款2項1目細目3奨学貸付金におきまして貸付け額の確定見込みにより2,211万6,000円を減額補正するほか、3項1目細目3基金積立金において歳入歳出差引きによる歳入超過額375万7,000円を奨学教育基金積立金として追加補正するものでございます。

続きまして歳入をご説明いたしますので、前のページ、8ページ、9ページにお戻り願います。

歳入予算の主なものにつきましては、3款1項1目基金繰入金におきまして細節1基金繰入金2,005万1,000円を減額補正するほか、5款2項1目1節奨学金貸付金収入として166万2,000円を追加補正するものです。

以上で議案第12号 亙理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。2番鈴木邦彦議

員。

2 番（鈴木邦彦君） 特別奨学金貸付金、結果として何名だったんでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 教育次長。

教育次長（南條守一君） 実績としては2名です。

議 長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号 令和2年度亘理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号 令和2年度亘理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第2号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第13号 令和2年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第3号）

議 長（佐藤 實君） 日程第15、議案第13号 令和2年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議 長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（関本博之君） それでは、議案第13号 令和2年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

別冊でお配りしております予算書のご準備をしていただきまして、1ページをお開き願います。

議案第13号 令和2年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第3号）。

令和2年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところ

による。

第1条（歳入歳出予算の補正）、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ82万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,365万1,000円とするものであります。

初めに歳出からご説明いたしますので、10ページ、11ページをお開き願います。

今回の補正につきましては、1款1項1目細目2わたり温泉鳥の海運営費及び細目3わたり温泉鳥の管理費における備品購入費の減額補正であります。

昨年7月の臨時会時に補正予算（第1号）としましてレンタサイクル用の電動アシスト付自転車等及びA Iサーマルカメラの備品購入費を計上していたところですが、事業費が確定しましたことから、電動アシスト付自転車等については9万9,000円を、A Iサーマルカメラについては72万4,000円をそれぞれ減額補正するものでございます。

次に歳入についてご説明いたします。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入予算につきましては、ただいま説明いたしました歳出予算の減額補正に合わせまして4款2項1目1節一般会計繰入金82万3,000円を減額補正するものが今回の歳入補正予算の主なものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番高野 進議員。

3番（高野 進君） 温泉の地震の関係ちょっと伺います。

2月13日の地震で大分損傷を受けたということで、これについて補正予算、3月2日提出には間に合わなかったのかなと思いますが、まず修理費はどのくらいかかるものだったか把握しているかと思うんです。それに保険は入っていると思うんですが、保険、適用されるかどうか。それをお伺いします。

議長（佐藤 實君） 補正予算に関する質疑をお願いします。どうぞ。

3番（高野 進君） 補正予算に計上されてないから、すべきじゃなかったかなというところから始まっているんです。

議長（佐藤 實君） それは違うんじゃないですか。補正予算に係ることで、この款について質疑ですからね。それ以外は受け付けません。

そのほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第13号 令和2年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号 令和2年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第3号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第24号 岩沼市外一市四町水道水質検査協議会規約の変更について

議長（佐藤 實君） 日程第16、議案第24号 岩沼市外一市四町水道水質検査協議会規約の変更についての件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（齋藤秀幸君） それでは、議案第24号 岩沼市外一市四町水道水質検査協議会規約の変更についてご説明申し上げます。

議案書の20ページをお開きください。

この協議会につきましては、水道水質の安全確保を図るため、水道法に定められた水質検査のほか原水及び浄水工程の水質試験並びに水道水質に係る調査研究に関する事務を共同して執行することを目的として岩沼市、角田市、亘理町、山元町、丸森町、さらに昨年蔵王町が加わり2市4町で設置しているものでございます。

本議案につきましては、岩沼市水道事業所及び岩沼市下水道事業所の組織を統合することに伴い、岩沼市外一市四町水道水質検査協議会規約を別紙のとおり変更することについて、地方自治法第252条の6の規定により議会の議決を求めるものであります。

21ページの別紙をご覧ください。

岩沼市外一市四町水道水質検査協議会の規約の一部を変更する規約。

岩沼市外一市四町水道水質検査協議会の規約の一部を次のように変更する。

第5条を次のように改める。

第5条協議会の事務所は、宮城県岩沼市桜一丁目6番20号、岩沼市上下水道部内に置く。

附則としまして、この規約は令和3年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第24号 岩沼市外一市四町水道水質検査協議会規約の変更についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号 岩沼市外一市四町水道水質検査協議会規約の変更についての件は原案のとおり可決されました。

日程第17 議発第1号 亶理町議会基本条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第17、議発第1号 亶理町議会基本条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 提案者からの提案理由の説明を求めます。佐藤邦彦議会運営委員長。

議会運営委員長（佐藤邦彦君） それでは、私のほうから提案についてご説明申し上げたいと思います。

議発第1号 令和3年3月5日、亶理町議会議長佐藤 實殿。

提出者、亶理町議会運営委員会委員長佐藤邦彦。

亶理町議会基本条例の一部を改正する条例。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び亶理町議会会議規則第13項の規定により提出いたします。

次ページをお開きください。

まず最初に提案理由を申し述べます。下段になります。

亶理町議会基本条例は、議会の活性化と議員の基本姿勢を明示するとともに、開かれた議会を目指し、議会の最高規範として平成23年9月30日に公布、平成24年4月1日より施行された。その後同年12月25日に一部改正が行われております。

現下の議会活動、震災復興まちづくりや社会環境の変化に伴い、亶理町議会基本条例の見直しを行いました。

このことから、本町議会基本条例の一部を改正するために本案を提出するものがあります。

それでは、新旧対照表を基にご説明を申し上げたいと思います。

亶理町議会基本条例の一部を次のように改正する。

まず、新旧対照表の2ページになります。

まず第5条第4項でありますけれども、ここの条文については本会議インターネット中継が行われ、議会傍聴の充実により休日議会規定を廃止をすることから、この第5条第4項を削る改正でございます。

続きまして第9条になります。第2項につきましては、活発で円滑な議員間の討議の場として全員協議会を条文に明記するという改正であります。

条文の中の「結論を出す場合は」の次に「全員協議会において」を加える改正になっております。

続きまして3ページであります。

第13条第1項になります。

ここにつきましては、情報発信の多様な手段といたしまして、条文の中に「、議会の視点から」の次に「議会広報紙の発行、インターネットによる議会中継等」を加え改めるものでございます。そして第2項につきましては、議会広報紙の柔軟な運用と活用を図るために「議会だより及び」を削り、「ホームページ」の次に「等」を加える改正となっております。

附則につきましては、この条例は令和3年4月1日から施行を行います。

以上、私からの説明でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議発第1号 亶理町議会基本条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議発第1号 亶理町議会基本条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第18 報告第1号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

議長（佐藤 實君） 日程第18、報告第1号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之君） 報告第1号、工事請負変更契約の締結に係る専決処分についてご報告させていただきます。

議案書の22ページをご覧ください。

報告第1号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）。

今回の専決処分につきましては、令和2年12月18日に、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第2項の規定により議会へ報告するものです。

隣の専決処分書、23ページをご覧ください。

専決処分書。

令和元年度（仮称）亶理町防災備蓄倉庫建設工事について、工事請負変更契約を

締結する必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年亘議発第10号）第1項の規定により、工事請負契約において変更契約が契約金額の5%以内であり、かつ5%以内に相当する金額が500万円以内であるため、専決処分したものです。

概要につきましては、次の24ページの資料をご覧ください。

改めまして、工事名は、令和元年度（仮称）亘理町防災備蓄倉庫建設工事です。

変更契約年月日が、令和2年12月18日。

請負金額は、変更後金額が3億2,082万6,000円であり、424万6,000円の増額です。

なお、契約の相手方につきましては、仙台市青葉区一番町二丁目2番13号、仙建工業株式会社です。

今回の変更理由につきましては、土工時掘削作業時に発見された大型砕石の撤去、処分費のほか町道逢隈亘理線への乗り入れ部の側溝を横断用の側溝に変更したこと。さらには逢隈亘理線側の外構仕上げを隣接する庁舎側と合わせるためのインターロッキング舗装にする必要が生じるなど増工したことが主な理由であります。

工期につきましては、変更前に同じであります。

25ページ以降に位置図、立面図等を添付しておりますので、ご参照願います。

以上で報告第1号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 以上で報告第1号 専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけありますので、ご了承願います。

日程第19 報告第2号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

議長（佐藤 實君） 日程第19、報告第2号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之君） 報告第2号、工事請負変更契約の締結に係る専決処分についてご報告させていただきます。

議案書の28ページをご覧ください。

報告第2号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）。

今回の専決処分につきましては、令和2年12月22日に、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第2項の規定により議会へ報告するものです。

隣の29ページの専決処分書をご覧ください。

専決処分書。

令和元年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その3）工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年亘議発第10号）第1項の規定により、工事請負契約において変更契約が契約金額の5%以内であり、かつ5%以内に相当する金額が500万円以内であるため、専決処分したものであります。

概要につきまして、次の30ページの資料をご覧ください。

工事名は、令和元年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その3）工事です。

第2回変更契約年月日が、令和2年12月22日。

請負金額は、変更後金額が1億7,976万5,300円であり、130万6,800円の増額です。

なお、契約の相手方は、亘理町逢隈神宮寺字一郷35番地、株式会社芦名組です。

今回の変更理由につきましては、工事概要をご覧くださいなのですが、構造物設置に伴う試験採掘の結果、給水管が当初設計の位置より移設されていたことが判明し、移設された箇所は盛土体と交差する位置となることから、移設されたままの位置では今後の漏水等の維持管理に支障をきたすことが想定され、給水管の切り替えに係る附帯工を増工したものであります。

なお、工期につきましては、変更前に同じであります。

31ページに位置図、32ページ以降に平面図等を添付しておりますので、ご参照願います。

以上で報告第2号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 以上で報告第2号 専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけありますので、ご了承願います。

日程第20 報告第3号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

議長（佐藤 實君） 日程第20、報告第3号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局から提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之君） 報告第3号、工事請負変更契約の締結に係る専決処分についてご報告させていただきます。

議案書の34ページをご覧ください。

報告第3号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）。

今回の専決処分につきましては、令和3年2月10日に、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第2項の規定により議会へ報告するものです。

隣の35ページ、専決処分書をご覧ください。

専決処分書。

令和元年度（復交）町道五十刈線道路改良工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年亘議発第10号）第1項の規定により、工事請負契約において変更契約が契約金額の5%以内であり、かつ5%以内に相当する金額が500万円以内であるため、専決処分したものです。

概要につきましては、次の36ページの資料をご覧ください。

改めまして工事名は、令和元年度（復交）町道五十刈線道路改良工事です。

第3回変更契約年月日が、令和3年2月10日。

請負金額は、変更後金額が6億102万2,400円であり、460万5,700円の増額です。

なお、契約の相手方は、亘理町荒浜字御狩屋159番地52、株式会社八木工務店です。

今回の変更理由につきましては、国道6号における道路附属施設工において、1月に国道管理者との現地立会いを行った結果、既設のベンチフリュームを再利用する計画でありましたが、老朽化していることが判明したためベンチフリュームの新設を指示されたこと、また大坂ため池の沿線に設置する転落防止柵兼ガードレールについて、車両事故の発生時の対策として車道と歩道の間新たに車両用のガードレールを設置するほか、歩道にも転落防止柵を別々に設置されるよう指示されたことから増工となったものであります。

工期につきましては、今回の増工により令和3年2月28日から令和3年3月31日に変更するものであります。

38ページに位置図、39ページ以降に平面図等を添付しておりますので、ご参照願います。

以上で報告第3号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 以上で報告第3号 専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけありますので、ご了承願います。

日程第21 報告第4号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）

日程第22 報告第5号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）

議長（佐藤 實君） 日程第21、報告第4号 専決処分の報告についてから日程第22、報告第5号 専決処分の報告についての以上2件は関連がありますので一括議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 報告第4号から報告第5号まで、当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） それでは、報告第4号及び報告第5号について説明いたします。

議案書の42ページをご覧ください。

報告第4号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）。

令和3年1月4日、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したもので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次の43ページ、専決処分になります。

令和2年11月8日に町道大森山線道路敷法面で発生した事故について、損害賠償の決定及びこれに伴う和解の必要が生じたので、専決事項の指定第2項の規定により専決処分したものであります。

具体的な事故の状況につきましては、令和2年11月8日、町道大森山線道路敷法

面において発生した強風により倒木した事故により、敷地内に駐車中の車両に接触し損傷を与えたものでございます。

次の44ページをお開き願います。

和解及び損害賠償の額について。

令和2年11月8日に町道大森山線道路敷法面で発生した事故について、下記のとおり賠償額を決定し和解するものです。

記としまして1、和解の相手方、記載のとおりです。

2、和解の内容。(1) 亘理町は、本件事件に関し損害賠償費として、上記相手方に14万5,904円を支払うものとする。

(2) 相手方と亘理町は、本件事故に関し、本条項に定めるほか今後いかなる事情が発生しても、異議申立てをしないことを双方とも確約するものでございます。

次に、報告第5号についてご説明申し上げます。45ページとなります。

専決処分書の報告について(賠償額の決定及び和解)。

令和3年1月4日、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したもので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次の46ページをお開き願います。

専決処分書。

令和2年11月8日に町道大森山線道路敷法面で発生した事故について、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解の必要が生じたので、専決事項の指定第2項の規定により専決処分したものでございます。

具体的な内容につきましては報告第4号と同じで、倒木した事故によりまして敷地内のうまやの扉に接触し損傷を与えたものになります。

次に47ページになります。

和解及び損害賠償の額について。

令和2年11月8日に町道大森山線道路敷法面において発生した事故について、下記のとおり賠償額を決定し和解するものです。

1、和解の相手方、記載のとおりです。

2、和解の内容。(1) 亘理町は、本件事故に関し損害賠償費として、上記相手方に2万円を支払うものとする。

(2) として相手方と亘理町は、本件事故に関し、本条項に定めるほか今後いかなる事情が発生しても、異議申立てをしないことを双方とも確約するものです。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 以上で報告第4号 専決処分の報告についてから報告第5号専決処分の報告についてまで、以上一括議題における専決処分の説明が終わりましたが、本件は報告だけありますので、ご了承願います。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時30分 散会

上記会議の経過は、事務局長 西山 茂 男の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 佐藤 實

署名議員 小野 明子

署名議員 佐藤 邦彦